

**第5回 伊勢市バリアフリーマスタープラン
策定協議会
議事録**

令和2年8月27日

第5回 伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会

日 時 令和2年8月27日(火) 午後1時30分から

場 所 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢(伊勢市観光文化会館) 大会議室

委員出席者
(敬称略)

笠原 正嗣
安倍 伊折
高山 勲
安達 英矩
高松 靖司(代理:藤井 透)
外谷 照孝
中森 忠司
勢力 潤
前島 賢
前田 定夫
野口 あゆみ
西村 純一
中村 哲也
村井 正明
小野田 勝巖
吉岡 篤
須崎 充博
植村 法文

傍 聴 者 0名

事 務 局 都市計画課長 中村 哲也
都市計画課計画係長 大西 正峰
担当 大野 明子

司 会 進 行 事務局(都市計画課長)

【次第】

- 移動等円滑化促進地区等及び行為の届出等について
- 情報の収集、整理及び提供について
- 心のバリアフリー及びその他の移動等円滑化の促進について
- 移動等円滑化促進方針の評価について
- 今年度のスケジュールについて

(詳細は別紙のとおり)

【内容】

○移動等円滑化促進地区等及び行為の届出等について

説明

◆事務局

前回協議会での主な意見について

前回協議会での主なご意見について、市の対応方針をご説明させていただきます。

「第4回協議会での主な意見と対応方針」の1ページをご覧ください。

意見1は、生活関連施設に児童館や障がい者グループホーム、就労継続支援施設などの福祉施設を生活関連施設に入れていただきたいという意見である。意見2は、商業施設の要件である床面積2,000平方メートル以下となるかもしれないが、スーパーマーケットについても生活関連施設にしていただきたいとの意見である。これらの意見に対する市の対応方針としては、バリアフリー法により、生活関連施設は相当数の高齢者や障がい者等が利用する施設とされていることや、生活関連施設として位置づけると施設までの経路を生活関連経路として設定する必要が生じることなど、小規模施設の位置づけは本マスタープランの趣旨にそぐわないと考えられる。また今後のバリアフリー化の検討の必要性という点からも、小規模施設の生活関連施設への位置づけは、事業者への負担が大きくなることが考えられることから、これらの施設については、生活関連施設としての指定は行わず、説明文の中にこれらの施設が立地している旨を追加記載した。

意見3は、旅客施設の設定について、「1日の平均乗降客数が2,000人以上、かつ特急電車が停車する鉄道駅」とあるが、「特急電車が停車する鉄道駅」とまで定めないといけないのか、多数の人が利用する施設というのであれば、乗降客数だけでは問題があるのか、という意見である。市の対応方針としては、生活関連施設となりうる旅客施設の設定については、本マスタープランにおける移動等円滑化促進地区の選定の際、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進地区の3つの要件それぞれについて指標を設定して評価を行い、この結果から生活関連施設とする鉄道駅を選出した。そのことを踏まえ、旅客施設については「伊勢市の移動等円滑化促進地区選定の考え方に基づき抽出した地区を形成する中心的な鉄道駅」と修正した。

意見4は、二見浦駅周辺地区について、国立公園の区域に入っているなら、そのことを記載しておいた方がよいという意見である。市の対応方針としては、当該地区は、国立公園及び名勝二見浦に指定されていることから、二見浦駅周辺地区の説明文に、施設整備や改修の際に配慮が必要である旨を追加した。

意見5は、旅館やホテル、銀行など、促進地区内の民間事業者の方に取り組み等について聞いてみてはどうか、という意見である。市の対応方針として、伊勢旅館組合と二見旅館組合に対し、バリアフリーに関する取り組みについて確認したところ、組合として取り組んでいる事業はなく、過去に個々の事業者が市の補助金を利用して施設のバリアフリー化を進めた例が複数あるとのことである。ホテルの中にはバリアフリールームを備えているところがあり、車いす利用者はバリアフリールームを利用することが多いのではないかとということである。さらに、バリアフリー化を進めるには設備の整備コストが通常の3倍程度かかることや、障がいのある方が介助者を連れず一人で来店した場合、スタッフが付き添いにつかなけ

ればならないなど対応が必要となり、旅館やホテル全体から見ればコストがかかってしまう、ということであった。銀行については、百五銀行が様々な取り組みを行っていることから、事例として取り組みの概要を紹介することとした。

第5回伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会 資料について

1. 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区について、前回示した内容から、小規模な社会福祉施設等や生活に密接した商業施設について、説明文を追加修正している。

2. 二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区について、前回示した内容から、伊勢志摩国立公園や名勝二見浦の指定についてや、社会福祉法人等が運営している福祉施設について、説明文を追加修正している。

3. 各地区における移動等円滑化の促進に向けた取り組みについて、前回示した資料から、説明文と写真のタイトルを修正したが、取り組み項目に変更はない。

[2] 行為の届出等について、ここで示している図は、道路と旅客施設の境界を表す模式図であることから、事業実施の際には、各駅において道路管理者と施設管理者が締結している協定による管理区分等を踏まえ、両者による協議の上で、届出の対象とすべき範囲を確定するものとする、という説明文を追加している。

・意見・質問・

(質) 委員

1 ページと 2 ページの図面を見比べたときに、2 ページは移動等円滑化促進地区のピンク色のエリアの中に凡例で様々な施設が入っているが、二見浦駅の南側と北側はほとんどそういった施設がないという理解でよいか。

(答) 事務局

二見浦駅周辺地区の生活関連施設については、促進地区以外にも存在している。二見浦駅の南側には忍者キングダムが存在するが、今回は、エリアから外れているため、表示していない。

(意) 会長

徒歩で行く施設ではないということである。

(質) 委員

1 ページの伊勢市・宇治山田駅周辺地区では、逆にエリア外に施設があるが、基準が違うのか。

(答) 事務局

2つの促進地区について表現の仕方を合わせ、伊勢市駅・宇治山田駅周辺促進地区以外についてはエリア外の施設は省略することで良いか。

(質) 会長

施設は存在するが、促進地区の部分だけを明記するということか。

(答) 事務局

そうである。

(質) 委員

元々決まっている促進地域内において施設を整理しているように見えないか。元々の図郭の中にどのような施設があり、それを整理して促進地区の範囲を決めたという流れには、後々見たときにわからない。

(答) 事務局

マスタープランについては本編と資料編2つの冊子に分けてまとめていく考えである。本編については、決定後の促進地区に基づいた図面を提示し、資料編については、そこに至る経緯をまとめた資料で検討したい。

(質) 会長

資料編には、様々な施設がある地区において、どのような経緯で促進地区を決定したか、という流れがわかる形で表していただくという形でよいか。

(答) 事務局

そうである。

(質) 委員

4ページ、行為の届出の箇所について、今回の検討地区の中にない五十鈴川駅が記載されているがどう整理をされたのか。

(答) 事務局

五十鈴川駅周辺については、平成29年にバリアフリー基本構想を策定している。今回の検討の中には含まれていないが、マスタープランを策定するときには促進地区として定めることとして掲載していく予定である。基本構想では行為の届出等は定めていなかったため、今回マスタープランの策定に伴い、対象地区として設定する。

(質) 委員

凡例に教育文化施設とあるが、学校は指定しないのか。

以前は、こども園は福祉施設と言われていたが、今は教育のほうにも入ってきている。そういう意味で子育て支援施設としてこども園は入っているのか。

表の子育て支援施設のところの明倫保育所とめいりんこども園はイコールだと思うが、名称が違っているのではないか。

生活関連施設の種類の中に避難所が入っていない。伊勢市では、厚生小学校、三交イン、シティプラザ、市民活動センターやシンフォニアテクノロジー響ホール伊勢も避難所になっている。二見では、二見小学校と老人福祉センター、二見公民館が避難所に指定はされている。そういう意味でも小学校などは入れていただきたい。

三交インの隣の市街地再開発 B 地区のビルの中に伊勢市の福祉課が入る予定がある。マスタープランの計画の中に入れてもよいのではないか。

(答) 事務局

生活関連施設の整理の仕方として、高齢者、障がい者、子育て世代の方々等が不特定多数に利用されるところを前提に生活関連施設を位置づけている。小学校、中学校は基本的にはそういった方が多数出入する施設ではないため、今回のマスタープランの生活関連施設からは除外した。

避難所については、確かに災害時には高齢者も多数利用する施設になるが、あくまでも平常時のバリアフリー化を前提としている。災害時は避難所への経路の設定が難しい。避難所を生活関連施設と位置づけると生活関連経路を莫大に設定しなければいけないし、例えば通行上の安全が確保されているかといった別の視点も必要になってくる。今回のマスタープランでそこまで位置づけていくのは難しいため、平常時を前提として考えている。

市街地再開発 B 地区の福祉施設だが、あくまでも既存の施設を生活関連施設に位置づけて経路を考えていく。今後マスタープランの見直しや評価をする中で、時点修正が必要であれば位置づけることとさせていただく。

(質) 会長

市街地再開発 B 地区については今後追加することとし、今回は記載しないという解釈で良いか。

(答) 事務局

施設が運用されていれば、次の見直しの際に追加を検討する。

(意) 委員

小学校、中学校においては、今は障がい児が入学できることが普通となっている。そのあたりも、伊勢市は考慮しているということを示す意味でも、学校を入れていただきたい。

避難所については平常時ということは少し引っかかる。皆様のご意見を聞きたい。避難所は平常時のものであるからあえて外したことをマスタープランの中に記していただきたい。

(質) 会長

小学校、中学校は障がいを持っている子どもたちが通う可能性がある。入れることについて

て考慮してもよいのではないか。入れることは整理が難しい部分が出てくるのか。

(答) 事務局

生活関連施設と生活関連経路の考え方は、駅を中心として、駅から施設までの移動を円滑化するために設定してバリアフリー化をしていく計画になる。学校については、地域からそれぞれの通学路を通して施設に行く形になる。前提となっている考え方が違う。

障がいをお持ちのお子さんが学校生活を送るという点で、施設の中のバリアフリーは別の法律で担保されていくものである。バリアフリーマスタープランはあくまでも駅を中心とした移動、そのための経路、そのための行先としての拠点という形で設定させていただきたい。

(質) 委員

学校のほうはわかったが、こども園は自宅からこども園ではないのか。違う発想か。

(答) 事務局

こども園は生活関連施設に含めている。例えば 1 ページ、マリアこども園を入れている。伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区を設定するときに、徒歩圏 800m の円の中の立地適正化計画で定めている都市機能誘導区域と重なるところを促進地区として設定しているため、めいりんこども園、たけのこ保育園は促進地区から外れている。

(質) 会長

金融機関について、吹上にある桑名三重信用金庫が入っていないのはなぜか。

(答) 事務局

見落としであるため、桑名三重信用金庫については追記する。

(質) 会長

委員から意見があった避難所についての扱いはどうするのか、このままで行くのか、事務局としてどのように考えているのか

(質) 委員

他県・他地域のマスタープランの策定の基準もそれで統一されているのか。

(答) 事務局

このマスタープランの考え方は基本的には生活関連施設と生活関連施設を移動する経路について設定していくというのが大前提にある。災害時には各家から生活関連施設に向かうことが前提になってくるため、それを基準に区別をしていきたい。

(意) 会長

駅を基点とするものではないという解釈である。

表現はこのままとする。

【内容】

- 情報の収集、整理及び提供について
- 心のバリアフリー及びその他の移動等円滑化の促進について
- 移動等円滑化促進方針の評価について

・説明・

◆事務局

(2) 情報の収集、整理及び提供について

1. バリアフリーマップの作成・活用であるが、高齢者、障がい者等が利用可能な施設を選択できるようにするために、市は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、バリアフリーマップを作成し、提供することが必要であると、国策定のバリアフリー基本方針に記載されている。本市では、現在観光バリアフリー情報を発信しており、これらの情報の更新や新たなマップ作成に向けて検討を進め、マップ作成の際には、各施設管理者に対してバリアフリー設備の有無等の情報提供を求めていく。

取り組み事例として、伊勢市のホームページに掲載している伊勢市バリアフリーマイマップについて紹介している。バリアフリーマイマップとは、外宮参道、内宮前 おはらい町・おかげ横丁のそれぞれの地区において、周辺の店舗や施設の車いす対応トイレ、建物入口の段差など、バリアフリーの項目についてホームページ上で検索することができるというものである。

また、バリアフリー法に基づき、本マスタープランにバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者に、各施設のバリアフリー化状況についての情報提供義務または努力義務が生じることとなる。

2. 多様な情報提供手段の普及について、視覚や聴覚・言語障がい者の日常生活の場面における情報アクセスやコミュニケーションに対する保障や支援は十分とは言えず、一層の支援の充実が求められている。情報アクセス・コミュニケーション施策として、高齢者や障がい者等が多数利用する施設における多様なコミュニケーション手段の普及・促進を図る。

取り組みの1つ目は、窓口等でのコミュニケーションツールの活用である。多様な情報提供手段の普及のため、窓口での対応、会議、イベント等の開催において、来訪者・参加者の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施することとする。そのための取り組みとして、伊勢市役所窓口でのUDトークというコミュニケーションアプリの活用と、遠隔手話通訳の実施について記載している。2つ目は、コミュニケーション支援ボードの作成、配布、活用である。話し言葉によるコミュニケーションに困難がある人たちが使いやすいコミュニケーション支援ツールの開発や地域での普及・活用を通じ、障がいのある方の社会参加及びそれに対する地域の人々の理解を深めていく啓発活動を進める。そのための取り組みとして、コミュニケーション支援ボードについて、コンビニエンスストア用と災害時用のものについて掲載している。コミュニケーションボードは、ボードにある絵や文字を指さすことで意思疎通を円滑に行うためのツールで、伊勢市障がい福祉課がコンビニエンスストア用の支援ボードを作成し、市内全コンビニに配布を行った。三重県初の取り組みである。災害時の支援ボードもあり、市内の指定避難所53箇所に配布済みである。3つ目は、多様な情報伝達手段の整備についてである。多様な手段による行政情報等の提供や多言語対応に取り組むことで、

誰もが必要な情報を得られるよう、情報伝達におけるバリアフリー化を進める。このための取り組みとして、市からの防災情報を携帯電話やパソコンのメールに配信したり、FAX へ通知する伊勢市防災総合システムと、母子健康手帳や予防接種予診票などの多言語対応について記載している。

(3) 心のバリアフリー及びその他の移動等円滑化の促進について

1. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進として、心のバリアフリーとは、ということについて説明している。高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることが出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について市民一人ひとりが関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」が重要である。言葉の意味については、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画からの抜粋である。

(2) 心のバリアフリーの推進における役割として、国が定めるバリアフリーに関する基本方針に国、地方公共団体、施設設置管理者、住民それぞれの役割について位置づけられており、心のバリアフリーの推進においては、これらの役割をそれぞれが理解し、協力して取り組みを進めていく必要がある旨を記載している。

2. 心のバリアフリーに対する理解を深めるための取り組みについて、(1)市の取り組み、であるが、住民やその他関係者の心のバリアフリーに対する理解の増進と協力の確保を図るためには、行政や関係団体、移動等円滑化促進地区内の施設設置管理者等が、児童、生徒等への教育活動や、住民、職員等に対する啓発活動を継続して行っていくことが重要である。市においては、心のバリアフリーの普及・啓発を推進していくこととする。

取り組みの1つ目は、高齢者や障がい者等の援助や配慮で、心のバリアフリーに対する理解を深め、必要な援助や配慮を行うことで、高齢者や障がい者等が、安心して活動ができる環境を整えていく。伊勢おもてなしヘルパー、ヘルプマークおよびヘルプカード、伊勢市就労体験サポート事業について記載している。

2つ目は、高齢者や障がい者等に対する理解と支援で、高齢者や障がい者等を理解し、支援を行う活動を展開することで、心のバリアフリーに対する理解を深めていく方針とする。障がい者サポーター制度、認知症サポーター制度、障がい者スポーツの推進、人権学習の取り組みについて記載している。

3つ目は、多様な情報伝達についてで、多様な情報伝達方法に対する理解を深め、誰もが安心して生活できる共生のまちづくりを進めていくこととする。手話の普及と避難所運営研修会について記載している。

(2) 各関係団体における取り組みについて、バリアフリーについての理解を深めるとともに、推進していくための啓発・教育活動として、伊勢市社会福祉協議会が市内の全小中高校、専門学校、企業等において毎年開催している福祉体験学習について紹介している。

また、高齢者・障がい者団体に対するヒアリング結果から、各関係団体におけるこれまでに実施した心のバリアフリーの理解の増進に向けての取り組みについても、事例として記載している。

(3) 民間事業者による取り組み事例として、高齢者や障がいのある来訪客が安心して利用できる快適な店舗づくりをめざし、窓口対応をはじめ様々な取り組みを行っている百五銀行様の事例を記載している。

3. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進について、本市は、国内外からの観光客が多いことから、住民だけでなく観光客にも配慮した施策を進めていくこととし、そのための取り組みとして、市内観光用の車いすやベビーカーの無料レンタルについて記載している。また、伊勢市バリアフリーツアーセンターの、旅行者が行きたいところ、楽しみたいことを実現するために、「パーソナルバリアフリー基準」として、旅行者一人ひとりの状況に合わせた情報提供や旅行アドバイスを行う観光バリアフリーの取り組みと、その一環として、水陸両用の車椅子のレンタルを行っていることを記載している。

(4) 移動円滑化促進方針の評価について

1. 本マスタープランの計画期間は、2035年度（令和17年度）までの、おおむね15年間の計画としたい。バリアフリー法の規定により、マスタープランは、おおむね5年ごとに評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて変更するものとされている。また、上位計画である伊勢市総合計画の計画期間や、都市マスタープラン全体構想の目標年次、次期遷宮による移動需要の高まりなどを踏まえて、5年ごとに評価を実施することとしたい。

2. 移動等円滑化促進方針の評価について、本マスタープランで定められた基本理念や取り組み方針等を踏まえ、今後バリアフリー化を着実に進めていくためには、理念計画に基づいた取り組みの進捗状況を確認し、当事者参画のもと、継続的に協議、検討、推進していくことが重要である。バリアフリーに関する取り組みに対して、計画、実行、評価、見直しを繰り返すPDCAサイクルの考え方に基づいて、本市において進行管理を実施し、広く市民等への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していく。

また、より良いバリアフリー社会を実現するには、高齢者や障がい者等の当事者の視点をバリアフリーの取り組みに活かしていくことが必要である。バリアフリー社会の実現の状況を確認するために、市民アンケート（毎年実施）の障がい者・高齢者に関する項目などを評価指標として設定することを考えている。

本マスタープランの評価は、ハード整備に関してはバリアフリー基本構想を策定し、そこに位置づけた事業を進めていくことが必要になると考えられることから、今回案として示したようなアンケート結果等を用いて、心のバリアフリーという視点からの評価指標設定を検討しているが、指標とする項目や目標値など、関係各課での調整が必要であるため、次回改めて案を示していく。

・意見・質問・

(意) 委員

7 ページの伊勢おもてなしヘルパーについて、『伊勢たびナビの会』や『おもてなし基礎講座』など、障がいのある方や外国からの来訪者へのおもてなしについての講座を開催して

いる」とあるが、伊勢おもてなしヘルパーでは行っていない。主に行っているのは、内宮においての参拝のサポート、お手伝いである。上の2行は外していただきたい。

様々な伊勢市の取り組みを書いているが、いせてらす手話ガイドも紹介してはどうか。

(意) 委員

いせてらす手話ガイド活動の実態は把握していないが、団体としては存在している。

(意) 委員

聴覚障がい者の方たちの観光ガイドがある。基準の中に入るのであれば入れていただきたい。

伊勢市の教育委員会では、伊勢市内の中学校の子供たちにユニバーサルデザインについて、心のバリアフリーという名目で様々なアイデアを出していただき、毎年表彰を行っている。よい取り組みなのでここに入れていただきたい。

(意) 委員

教育委員会の事業で、昨年度で一度終了している。

(質) 委員

表現の方法だが、本編のバリアフリーマスタープラン（案）は、平成、令和、西暦が混ざっており理解しにくいところはいくつかある。統一するか西暦をカッコで入れるか検討していただきたい。例えば10ページの右側の年度が西暦で書いていてわかりやすいが、本編では平成で何年、何が行われてと書いてあり、わかりにくい。

10ページの年度のその他のところで伊勢市の行事が入っている。2026年の「お木曳行事」は1次であり、2027年に2次が行われるので、「1次」「2次」と書いていただきたい。2029年には宇治橋の架け替えもある。式年遷宮のときには白石持ちはイコールであるが、このあたりが観光のピークになってくると思う。何を基準で入れているのか。リニアも入っているが、2025年の大阪万博、オリンピックも2021年に開催されるので入れてはどうか。

(質) 会長

元号の表記は何かルールがあるのか。行政文書は元号で書くのが原則だが、こういう報告書の中での伊勢市の一定の表記方法はあるのか。

(答) 事務局

部署によって対応が違う。このマスタープランについては、和暦にカッコ書きで西暦を書く形で整理をさせていただきたい。

(質) 会長

令和17(2035)と変わるのか。

(答) 事務局

そういった形で直させていただく。

おもてなしヘルパーといせてらすの件については、もう一度所管するところに確認させていただき、市の取り組みとして行っているのであればご紹介させていただきたい。

10 ページのその他のところだが、これは第 3 次伊勢市総合計画を参考に作らせていただいた。必要であれば追記していくが、必要最小限にとどめたい。

(質) 会長

第 3 次総合計画と同じ表記が載っているということか。

(答) 事務局

そうである。

(意) 会長

7 ページの 1 行目の社会生活を送ることが「出来る」と漢字で書いてある。その下の、自然に支え合うことが「できる」、同じ文章の中で漢字表現とひらがな表現が混じっている。統一されたほうがよい。同じようなことが届出制度のところにもあった。ひらがなに修正をお願いしたい。

11 ページの PDCA のところで、2 段落目、「Act」ではなくて「Action」ではないか。表のところは「Action」になっている。表との整合性を取るために「Action」にされたほうがよい。

(答) 事務局

「できる」と、11 ページは訂正させていただく。

(意) 会長

11 ページ車いすレンタルの 3 行目、レンタル「出来る」は漢字になっている。表現の統一を図っていただきたい。

(答) 事務局

本編のたたき台を作るときにもう一度全体的に確認させていただき、統一させていただきたい。

(意) 会長

本編の伊勢市バリアフリーマスタープランの（案）だが、いくつか表現が気になるところがある。

2 ページ参考の表のタイトルは「伊勢市交通バリアフリー基本構想」であり、「交通」という文字が抜けている。

基本方針の欄の 2 つ目で「当時者視点でのバリアフリー化の促進」とあるが、「当事者」の誤字である。

3つ目の心のバリアフリーの促進とあるが、「だれも」の「だれ」というのは、協議会資料では漢字を使って、こちらはひらがなである。同じ報告書の中での表記の違いはあっていけない。

「市民ひとりひとり」は協議会資料では漢字で「一人ひとり」と書いてある。表現を統一して頂きたい。

11 ページ右の目標値設定の数字は次回の協議会でもう 1 回説明されるのか。

(答) 事務局

目標値の項目に何を上げていくのか、設定については次回ご提案させていただきたい。

(質) 会長

次回の参考に聞いておきたいことがある。目標値の 60%、65%、70%、75%というのは市の中で何か設定されている根拠があるのか。

(答) 事務局

明確な根拠は存在しない。一案という形で書かせていただいた。「『障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすいまちである』と感じている人の割合」の目標値の 60%は第 3 次伊勢市総合計画における目標値となっている。その他のところはまだ決まっていない。ほかの計画の目標値と次回までにすり合わせていく考えである。

(質) 委員

9 ページに各関係機関の取り組みと民間事業者による取り組みが記載されている。市としてこの取り組みを書かれた意味はどういう意味なのか。例えばこういった取り組みを市として紹介していくという話なのか。ただ単に書いただけなのか。

(答) 事務局

確かに単発的な取り組みの紹介となってしまっている。今後伊勢市がこれらの取り組みを通じて情報の提供や心のバリアフリーの普及啓発を図っていくところをもう少しわかりやすく次回までに整理して、再度ご提示させていただきたい。

(意) 会長

修正いただきたい点、追加いただきたい点があればご発言いただきたいが良いか。ご意見も出尽くしたので、次第の 4 項目については終了する。

【内容】

○今年度のスケジュールについて

・説明・

◆事務局

今回の協議会をもって、マスタープランに位置づける項目について、ひとつおりに協議いただいた。次回、第6回協議会は、10月16日（金）の午後1時半からを予定しているが、ここでマスタープランの案全体についてのとりまとめをいただき、パブリックコメントの事前説明をさせていただく。まとめた案をもって、12月に1ヵ月間のパブリックコメントを実施し、翌年1月15日に予定している第7回協議会においてパブリックコメントの結果を報告し、案の最終協議と確定をお願いしたい。

また、事前に配布したマスタープラン本編の案については、これまで議論いただいた内容について、計画書としてまとめたものである。これまでの協議会資料を再編集する形で作成しており、内容を確認いただき、何か気づいた点等があれば教示いただきたい。

・意見・質問

意見なし

<閉会>